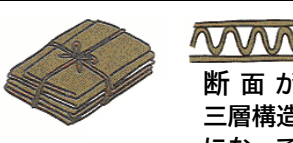


宇部市 家庭ごみの出し方

令和7年(2025年)作成

ステーションに出せるごみ

収集日の朝8時30分までにごみステーションに出してください

燃やせるごみ 月・水・金の収集	●台所ごみ ※水をよく切って出す ●古紙・紙製容器包装以外の紙ごみ ●庭草やせん定枝(2袋(束)まで) 幹は直径 10cm 以内 ●小型木製品や板切れ・竹製品 ※解体して長さ1m、直径 50cm 以下に出す		月・水・金収集	指定袋	燃やせるごみ のステーション
プラスチック製容器包装	<プラスチック製容器包装識別マーク> 識別マークは、本体のほか、外装フィルム、ラベル・シール等に付いています ※汚れが落とせないプラスチック製容器包装は、「月・水・金の燃やせるごみ」へ ※汚れが落とせない梱包用発泡スチロールは、「燃やせないごみ」へ(袋に入る程度に砕く)	●ポリ袋・ラップ類 ●ふた・キャップ類 ※すすげるものはすすぎ、水を切る ●食品トレイ・カップ・パック類 ●チューブ・ボトル類 ●家電製品などの梱包用発泡スチロール類	曜日の収集	週一回の指定	燃やせるごみ のステーション
燃やせないごみ	●小型電化製品(バッテリー内蔵のものを除く、電化製品のコードは切らなくてもよい) ●金属・プラスチック製品 ●ガラス・陶器類 ●その他(かさ、電球、使い捨てカイロなど) ●焼却灰(湿らせ丈夫な袋に入れ、別にして置く) ※長さ 1m×50cm×50cm、重さ 10kg 程度以下のもの		月一回の指定日	無色透明なビニール袋に入れる	燃やせるごみ のステーション
燃やせるごみ 月一回収集	●寝具類 ●布・繊維・革製品 ●衣類・はきもの類 ●かばん類 ●ボール類 ●カセットテープ・ビデオテープ ※ふとん・カーペットなどは、長さ1m、直径 50cm 以内に丸めて、ひもでしばる		危険ごみ		燃やせるごみ のステーション
びん・缶	●中をすすいで出す ●缶…大きさは長辺 20cm 以内のものまで ●スプレー缶…使いきり、必ず穴をあける ●びん…油物や化粧品のびんも一緒に出す ※長さ 20 cm を超える缶や金属のふたは、「燃やせないごみ」へ		ペットボトル	●ふた・ラベルは、はずしてプラスチック製容器包装へ ●中をすすぎ、つぶさずに出す ※「油のペットボトル」や、汚れが落とせないものは、「月・水・金の燃やせるごみ」へ	燃やせるごみ のステーション
紙製容器包装	<紙製容器包装識別マーク> 識別マークは、本体のほか、外装フィルム、ラベル・シール等に付いています ※紙製容器包装マークのある紙袋に入れて、ひもでしばって出してもよい	●箱・ケース類 ●包装紙・紙袋類 ●台紙・中仕切り類 ●紙パックや、商品が入っていた紙皿・紙コップなど (紙パックはすすいで切り開き、乾かす)		※平らにして、ひもで十字にしばる	燃やせるごみ のステーション
古紙	新聞 雑誌・雑がみ ●広告紙は入ってもよい ●教科書やノート、プリントなどもよい ※それぞれひもで十字にしばる ※ステーションでは、品目別に分けて置く		段ボール ●平たくつぶし、金具を除く		燃やせるごみ のステーション

ステーションに出せないごみ

●家庭から一時的に多量に出るごみ 引越し、大掃除、日曜大工など ●粗大ごみ 長さ 1m×50cm×50cm、重さ 10kg を超えるもの たんす、ソファ、自転車、ベッドなど 不燃物はリサイクルプラザ、可燃物は焼却場へ直接搬入するか、廃棄物対策課(33-7291)または、家庭系一時多量ごみ収集運搬の許可を持った業者に引き取りを依頼してください。	●家電リサイクル法対象の電化製品 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 ①販売店に処分を依頼 ②廃棄物対策課(33-7291)または、家庭系一時多量ごみ収集運搬の許可を持った業者に引き取りを依頼 ③リサイクルプラザへ直接搬入 ④指定引取場所へ直接搬入 ※①～④いずれの場合も「リサイクル料金」が必要です。 ※①・②はリサイクル料金に加え、「収集・運搬料金」が必要です。 ※③はリサイクル料金に加え、「運搬料金」が必要です。	●ボタン型電池、充電式電池 「充電式電池が取り外せる場合」 ・外した充電式電池は電極にテープを貼って、黄色い小型充電式電池回収リサイクルボックスへ ・電池を外した本体は、使用済小型家電回収ボックスへ 「充電式電池が取り外せない場合」 ・本体ごと使用済小型家電回収ボックスへ ※充電式電池が膨張した場合は廃棄物対策課(33-7291)へ直接お持ちください。	小型家電回収 BOX 投入口 充電式電池回収 BOX 発火防止のため電極にテープを貼って出す
●埋立てごみ 土砂、石、ブロック、コンクリート、スレート、がれき、瓦、ボウリングの玉、金庫(耐火用)など(東見初埋立地(22-6890)へ直接搬入)	●薬品、自動車・バイクのタイヤや部品、バッテリー、消火器など ●家庭用パソコン(平成15年10月以降に購入したもの、PCリサイクルマークのあるもの) ※購入先や専門の業者に相談してください	ボタン型電池 二次電池 充電式電池 各ふれあいセンター等の黄色いリサイクルボックスに	
●小動物の死体 焼却場へ直接搬入するか、廃棄物対策課(33-7291)に引き取りを依頼してください。			
●事業活動によって出るごみ 事業者の責任で適正に処理してください。			

お問い合わせ

ごみの減量・分別のこと(廃棄物対策課ごみ減量推進係)	☎34-8247
ごみの収集・不法投棄のこと(廃棄物対策課収集業務係)	☎33-7291
燃やせるごみの持込みのこと(焼却場(施設課))	☎31-3664
燃やせないごみ等の持込みのこと(リサイクルプラザ)	☎31-5584
埋立てごみの持込みのこと(東見初埋立地)	☎22-6890